

令和7年度第5回
昭島市国民健康保険運営協議会議事要旨

令和8年1月13日

保健福祉部保険年金課

令和7年度第5回昭島市国民健康保険運営協議会

令和8年1月13日(火) 午後1時30分開会
昭島市役所 庁議室

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 昭島市国民健康保険税の課税限度額の改定について(諮問)
- (2) 昭島市国民健康保険税の独自軽減(子どもの均等割軽減)について(諮問)
- (3) 昭島市国民健康保険税子ども・子育て支援納付金分について(諮問)

3. その 他

出席委員(10名)

下 田 初 雄 委員	小 林 基 久 委員
和 田 幸 一 委員	蓮 村 友樹久 委員
大 澤 康 男 委員	佐 藤 周 子 委員
島 津 智 子 委員	熱 田 善 信 委員
山 崎 重 信 委員	鈴 木 克 仁 委員

欠席委員(0名)

説明者

保健福祉部長 萩原 秀敏 保健福祉部保健医療担当部長 岡本 由紀子、
保険年金課長 高玉 健二、保険年金課保険係長 古屋 泰大

(午後 1時30分)

◎開 会

○事務局

皆さん、あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。
それでは定刻になりましたので、始めさせていただきます。
会長よろしくお願ひいたします。

○会長

改めまして皆さん、あけましておめでとうございます。また本年もよろしくお願ひいたします。

本日は年始のお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。それではこれから会議に入らせていただきます。初めに事務局から配布資料の確認をお願ひいたします。

(配布資料の確認)

○会長

それではただいまから令和7年度第5回国民健康保険運営協議会を開催いたします。本日は全員参加となっておりますので本協議会は成立をさせていただきます。

議題に入る前にですね、昨年、もう昨年ですけども12月22日に前回までの議論をしていただきました税率改正の市長への答申を行ってきました。今回はですね、委員の皆さんから非常に厳しいご意見もいただいておりますので、非常にその旨を強く話をしましたし、答申も結構、厳しいものでしたので、説明と話をし、およそ30分ぐらい昨年の協議した事項を市長に報告をいたしました。

一応これでは市長の方ですね、判断をしていただいて、その辺を受け入れていただけるかどうかというのは、今後の判断に委ねることになります。

以上、簡単な報告ですけども、そういう状況になっておりますので、またよろしくお願ひいたします。

それでは次第に沿いまして、会議を進めさせていただきます。議題(1)昭島市国民健康保険税の課税限度額の改定について、議題(2)昭島市国民健康保険税の独自軽減(子どもの均等割軽減)について、議題(3)昭島市国民健康保険税、子供子育て支援納付金分について、この3件の諮問お受けしたいと思います。では事務局よりお願ひをいたします。

(事務局より諮問文の読み上げ)

○会長

それでは、国民健康保険運営協議会といたしまして、諮問をお受けいたします。そして、しかるべき時期に答申するようにしたいと思いますので、宜しくお願ひいたします。

○事務局

只今の諮問につきましては、事務局で写しを作成し、後日、委員の皆様にご電子メールにてお配りしたいと存じます。宜しく願いいたします。

なお、本日の審議についてでございますが、議題（３）「昭島市国民健康保険税子ども・子育て支援納付金分について」に関する国等からの通知がまだ出そろっていない状況でございますので、議題（１）及び議題（２）の２件とさせていただきます、議題（３）の審議につきましては次回の運営協議会で行わせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

◎議題

（１） 昭島市国民健康保険税の課税限度額の改定について

○会長

それでは議題（１）昭島市国民健康保険税の課税限度額の改定について、これにつきまして事務局の説明を求めます。

（事務局より説明）

○会長

事務局から説明がございました。これに対しまして何かご意見やご質問がございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。どうでしょうか。

（発言する者なし）

○会長

物価高というところを勘案して、６年度については特に改正を行わないというところで、若干国の方との差が出ていたというところでこれを合わせるということですが、この辺につきまして皆さんの意見としては、やむを得ないというものなのか、まだもう少しとというようなこともあるのかと。その辺をあれば、伺いたいと思いますが、どうでしょうか。

（発言する者なし）

○会長

特にございませんか。

それではですね、皆さんの方から特にご意見もないというようなことですので、令和７年度の改正時にはですね、程度抑えた形でやったというところで、今回令和８年度の改正につきましては、物価高が続く状況ではございますけれどもこれ、これまでもですね、協議会で審議した中では、財政状況が大変厳しいということがありますので今これについては、見直し案の通り、想定額まで引き上げてはいかがかなと思っておりますけれども、そのような皆様の特にご意見もないというようでしたらその点を踏まえてですね、そのように沿ったような内容の答申案を作りまして、市の方に答申をしたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○会長

よろしいですか。

それではそういった形で私の方と事務局の方と調整をしてですね、答申案を策定させていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

それでは次の議題に入りたいと思います。

(2) 昭島市国民健康保険税の独自軽減（子どもの均等割軽減）について（諮問）

○会長

(2) 昭島市国民健康保険税の独自軽減（子どもの均等割軽減）について、事務局の説明を求めます。

(事務局より説明)

○会長

事務局より説明がありましたこれにつきまして何かご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○会長

これは、昭島市は国に先行して軽減策を実施していて、今回来年の国会に法案が提出されれば、国の政策が令和9年度からなるというところでそこに合わせて行こうという、しかも、市の方の負担がなくなるというようなことですので、市としては、先行してやってきたことが認められてきたのかなというようなところと、財源も軽減になるのでいい方向にというようなことと思います。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○会長

これにつきましても、皆さんの見ていただいて、多分そんなに違和感がないというか、逆にこういうふうになった方がいいのかなと思われているような雰囲気に見えますので、これも先ほどの諮問と同じようにですね、国の動向に踏まえて検討を行いながらということにしていますが、9年度から拡大される見込みになったということもありまして、一旦、高校生代まで、市の方としても独自軽減を広げて、それでさらに9年度以降については、国の軽減策に合わせると、そういったようなことでの答申案を考えて答申をしていきたいなというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○A委員

1つだけいいですか。

○会長

どうぞ。

○A委員

事務局の提案通りでいいと思うんですけども、事業をするにあたって、そのやることによる効果なり影響って必ずあるじゃないですか。

○会長

そうですね、軽減額がいままでいくらだったのが、これが幾らになるという。

○A委員

それでね、世帯数だとか保険料の状況だとか、それがわからないままですと、僕は腑に落ちなくて、影響とか効果っていうのはしっかり検証する必要があるんじゃないかなとは思うんですよ。

○会長

その辺、何か資料的にそういったものをありますか。

○事務局

まず、現在行っている当市の軽減の実績でございますけれども、昨年12月現在では130世帯で軽減額は約400万円でございます。それを見直し案に沿った形で拡大をいたしますと、対象世帯は約500世帯増加して637世帯となり、軽減額は約1100万円増加して1500万円となる見通しでございます。以上でございます。

○会長

よろしいですか。

もしも可能であれば、次回のように、世帯とか、金額とか、そういったものを簡単にまとめたものを皆さんの方に示していただけるといいかなと思いますがいかがでしょうか。

○事務局

次回の前に、メールで皆さんにお送りさせていただく形でよろしいでしょうか。

○会長

メールで配信していただけますか。それでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長

答申案の方も事務局とで調整して作成した案をですね、次回の開催前に、皆さんの方にメールで配信させていただければということなので、そのとき一緒に資料も配信していた

だくというようなことでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長

そういうことでよろしく願いをいたします。

(3) 昭島市国民健康保険税子ども・子育て支援納付金分について (諮問)

○会長

それでは次にですね、(3) 昭島市国民健康保険税子ども・子育て支援納付金分につきましては、先ほど事務局の方からも説明がございましたが、審議は次回の運営協議会で、行ってきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

◎その他

○会長

それでは事務局の方からその他につきまして、何かございますか。

(事務局より次回日程について説明)

○会長

ありがとうございます。

◎閉会

○会長

それでは以上で本日の議題は終わりましたけれども、皆さんの方から何かございますか。

(発言する者なし)

○会長

特になければ、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。本日はお忙しい中、大変ありがとうございました。

(午後 1時59分)